

高年齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会  
報告書（案）

令和 7 年〇月〇日

## 第1 検討会の趣旨、収集者等について

### 1 検討会の趣旨

高齢化の進展に伴い、高年齢労働者の労働災害は増加傾向にあり、労働災害による休業4日以上の死傷者に占める60歳以上の割合は約3割に達している。

令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法では、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずることが事業者による努力義務とされ、事業者が講すべき措置に關し、厚生労働大臣が措置の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表することとされた。

こうしたことを踏まえ、高年齢労働者の労働災害の分析を行うとともに、厚生労働大臣が公表する指針の内容や、当該指針に基づく取組の促進等について検討を行った。

#### 【参考】

◎労働安全衛生法（抄）

（高年齢者の労働災害防止のための措置）

第六十二条の二 事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の事業者が講すべき措置に關して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

### 2 収集者（50音順、◎座長）

飯島 勝矢	東京大学高齢社会総合研究機構 機構長・未来ビジョン研究センター 教授
石崎 由希子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授
漆原 肇	日本労働組合総連合会 総合政策推進局 労働法制局 局長（第3回より）
◎ 榎原 肇	産業医科大学 産業生態科学研究所 人間工学研究室 教授
甲斐 裕子	（公財）明治安田厚生事業団 体力医学研究所 副所長
坂下 多身	（一社）日本経済団体連合会 労働法制本部 統括主幹
島田 行恭	（独）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 研究推進・国際センター長
松尾 知明	（独）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合

研究所 人間工学研究グループ 上席研究員  
松岡 かおり (公社) 日本医師会 常任理事  
松田 晋哉 福岡国際医療福祉大学看護学部看護学科 教授  
松田 文子 (公財) 大原記念労働科学研究所 特別研究員  
松葉 斎 松葉労働衛生コンサルタント事務所 代表  
山脇 義光 日本労働組合総連合会 総合政策推進局 労働  
法制局長 (第2回まで)

### 3 検討会開催状況

第1回 令和7年9月8日 (月) 10:00~12:00

- (1) 高年齢者の労働災害防止のための指針の策定について
- (2) その他

第2回 令和7年9月29日 (月) 15:00~17:00

- (1) 高年齢労働者の労働災害について
- (2) 高年齢者の労働災害防止のための指針について
- (3) その他

第3回 令和7年11月5日 (水) 14:00~16:00

- (1) 高年齢労働者の労働災害について
- (2) 高年齢者の労働災害防止のための指針について
- (3) その他

第4回 令和7年12月8日 (月) 14:00~16:00

- (1) 高年齢者の労働災害防止のための指針について
- (2) 高年齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会報告書 (案)  
について
- (3) その他

(第5回 令和7年12月17日 (水) 13:00~14:30)

## 第2 高年齢者をめぐる現状及び検討結果等について

### 1 高年齢者をめぐる現状について

#### (1) 高年齢労働者の労働災害の状況（別添資料1）

人口動態の変化や高齢者の健康状態の向上等を背景に、雇用者全体に占める60歳以上の高年齢者の割合は19.1%（令和6年）となっている。また、労働災害による休業4日以上の死傷者数に占める60歳以上の高年齢労働者の割合は30.0%（同）となっている。

休業4日以上の死傷災害の度数率は、男性は55～59歳、女性は50～54歳で全年齢平均の度数率を上回り、加齢に応じ、上昇していく傾向がある。また、休業見込期間をみると年齢が上がるにしたがって長期間となっている。

業種別・性別・年齢層別死傷災害の年千人率では、第三次産業において、男女比は業種によって異なるものの、加齢に応じた発生率の上昇が業種に関わらず概ね同様の傾向がみられている。

事故の型別・性別・年齢層別死傷災害の度数率では、「墜落・転落」、「転倒による骨折等」において、特に60才以上で、加齢に応じ著しく上昇する傾向がみられている。

また、労働職人口の高齢化による影響を除去した上で、死傷災害発生率（度数率）を試算した結果を見ると、高齢化の影響によって度数率が相当程度上振れしている。

このほか、性別・年齢層別の死傷災害発生率（度数率）の推移を見ると、64才以下は横這いであるが、特に65才以上の女性が増加傾向にある。

#### (2) 高齢者の身体機能と労働災害（別添資料1）

中央労働災害防止協会が実施した年齢別の身体機能の測定結果では、加齢とともに評価値が低い者の割合が増加し、60歳以上になるとそれが顕著となる。労働災害の事例を見ると、床に足をとられ、何もないところでつまづき、転倒するなど、身体機能の低下が要因となる災害もみられる。

高年齢者の災害発生率の増加には、個人によりばらつきはあるが、業務に起因する労働災害リスクに、加齢とともに進む筋力やバランス能力等の身体機能や身体の頑健さの低下による労働災害リスクが付加されていることが大きいと考えられる。

#### (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の現状（別添資料1）

厚生労働省では、高年齢労働者の労働災害を防止するため、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年3月16日基安発0316第1号。エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、事業者に対し、安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善、高年齢労働者の健

康や体力の状況の把握、高年齢労働者の体力の状況に応じた業務の提供、安全衛生教育の実施等に取り組むよう促すとともに、エイジフレンドリー補助金により事業者が行う高年齢労働者の労働災害防止対策を支援している。

エイジフレンドリーガイドラインの実施状況を見ると、「エイジフレンドリーガイドラインを知っている」事業場は 23.1% に留まっている。また、高年齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる事業場の取組状況を見ると、「高年齢労働者の特性を考慮した作業管理」(56.5%) が 5 割を超えるものの、「身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施」(29.4%) や、「身体機能の低下を補う設備・装置の導入の状況」(25.2%) 等、全体的に低調となっている。

高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組んでいない理由について、「自社の 60 歳以上の高年齢労働者は健康である」(48.1%) と回答した事業場が多くなっており、身体機能の低下による労働災害のリスクへの理解が進んでいない状況が見られている（令和 5 年安全衛生調査）。

また、エイジフレンドリー補助金を活用した事業場へのアンケート調査の結果を見ると、86.8% の事業場がヒヤリハット事案が減ったと回答し、94.7% の事業場が安全衛生担当者の労働災害防止に対する意識が向上したと回答し、87.7% の事業場が労働者の意識が向上したと回答している。

#### (4) 高年齢労働者の労働災害に関する調査研究について（別添資料 2～6）

本検討会において構成員から説明があった高年齢労働者の労働災害に関する調査研究は次のとおりである。

##### ア 転倒・腰痛の行動災害に係るエビデンス up to date（別添資料 2）

転倒に関する複合介入効果に係る複数のメタ解析において、地域の高年齢者集団への多因子介入により転倒率が有意に低下するとの結論が得られている。また、第三次産業に従事する 60-75 歳の労働者を対象とした国内の調査研究では、健常群に比べ、フレイル群のほうが転倒発生率が高く、フレイル状態の改善により転倒予防できる可能性が示唆されている。

腰痛に関する複合介入効果のメタ解析等では「運動+教育」で有意に長期腰痛発症予防効果があることが示されること、腰痛のみを対象とする費用対投資効果は良くないことから、転倒、熱中症などを含めたマルチプルアウトカムを意識した介入を行うことによって、費用対効果の面で優位性が期待される。なお、重量物を取り扱うときの腰痛のリスクアセスメント手法の JIS 規格（日本産業規格）が本年 1 月に制定されている。

#### イ 身体機能と労働災害に関するエビデンスと対策について（別添資料3）

50歳以上の勤労者を対象としたコホート研究において、仕事の要求度と身体能力にミスマッチがある場合により災害リスクが高いことが明らかになっている。また、筋骨格系障害、聴覚障害、視覚障害などの慢性の健康問題がある労働者は労働災害リスクが約1.48倍高まること、在宅勤務が長期に及び筋力等の身体機能が低下した者や、運動習慣がない者は、労働災害リスクが高まることが示唆されている。

システムティックレビュー、メタ解析において、筋力トレーニングにより下肢筋力やバランス力の両方を改善できること、運動により腰痛による欠勤を有意に予防できることが示されている。

#### ウ 産業現場で活用可能な身体機能測定（別添資料4）

「過去6か月で2kg以上の体重減少があったか」、「過去2週間に理由なく疲れを感じたか」を含む書面評価によりフレイル状態を評価すると年齢・性別・職務関連要因をすべて調整した後であっても、体重減少及び疲労感は就業中の転倒リスクを約1.7～1.9倍に上昇させることが明らかになっている。アジアサルコペニアワーキンググループによる筋肉減弱（サルコペニア）に対する診断アルゴリズム（AWGS 2025）において、簡易評価の手法が示されているところ、産業界の場面においても評価は可能と考えられる。

#### エ 労働者の体力測定に関する研究例（別添資料5）

全身持久性体力（CRF）は、多くの危険因子（高血圧、喫煙、糖尿病など）の中で死亡リスクへの影響が最も強いにも関わらず、重要なリスクファクターの中で唯一定期検査の項目に入っていないと言われている。ステップテストによる簡易体力測定や質問紙によるCRF評価の手法が開発されている。近年、アスリートではなく、疾患者など体力低位者に適用した研究成果が多数報告されており、労働安全衛生総合研究所の運動プログラムツール（J-HIAT）や信州大学のインターバル速歩は、安全且つ効率的にCRFを向上させる運動プログラムツールとして評価されている。

#### （5）高年齢労働者の労働災害防止対策の事例（別添資料6、7）

本検討会において構成員から説明があった高年齢労働者の労働災害に関する事例は次のとおりである。

ア 社会福祉施設において、腰痛予防の観点からアーチ型リフトの導入を行った結果、介護職員の作業負担が軽減され、離職予防による人員確保の効果があった。小売業の店舗で3S活動、3か月無災害運動、KYT活動、事故共有動画等を導入を行った結果、6年間で労働者が25%増加したものの、事故件数は66%減少するという効果があった。

（別添資料6）

イ 高齢者雇用を進める農業法人において、交換日誌の形式により上司と部下の職場内のコミュニケーションを進め、ヒヤリハット事例の収集、リスクアセスメントやメンタルヘルスケアが実施できているとの事例が報告されている。（別添資料7）

2 高年齢者の労働災害防止のための指針（仮称）及び通達に盛り込まれるべきことについて

厚生労働大臣が公表する指針の内容や通達に盛り込む事項について検討を行った結果は次のとおりである。

指針（案）	通達に盛り込む事項
<p><b>第1 趣旨</b></p> <p>この指針は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第62条の2第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関する、その適切かつ有効な実施を図るため定めたものである。</p> <p>事業者は、この指針の「第2 事業者が講すべき措置」のうち、各事業場における高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国のか、労働災害防止団体、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「健安機構」という。）等の関係団体等による支援も活用して、高年齢者の労働災害防止対策（以下「高年齢者労働災害防止対策」という。）に積極的に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>また、事業者は、労働者が自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、積極的に自らの健康づくりに努めるよう、労働者と連携・協力して取組を進めることが重要である。</p> <p>また、国、関係団体等は、それぞれの役割を担いつつ必要な連携を図りながら、事業者の取組を支援するものとする。</p> <p><b>第2 事業者が講すべき措置</b></p> <p>事業者は、以下の1から5までに示す事項について、各事業場における高年齢者の就労状況や業務の内容等の各事業場の実情に応じて、第4に示す国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な高年齢者労働災害防止対策に積極的に取り組むことが必要である。</p> <p>1 安全衛生管理体制の確立等</p> <p>（1）安全衛生管理体制の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一人の被災者も出さないとの基本理念の実現に向け、高年齢者の労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向けて取り組むこと。</li> <li>○請負の形式による契約により業務を行う者についても、この指針を参考にすること。</li> </ul>    <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業場における安全衛生管理の基本的体制及び具体的な取組の体系について図解して記載する。</li> </ul>   <ul style="list-style-type: none"> <li>○小規模事業場における労働者の意見を聞く機会と</li> </ul>

## ア 経営トップによる方針表明及び体制整備

高年齢者労働災害防止対策を組織的かつ継続的に実施するため、次の事項に取り組むこと。

- ① 経営トップ自らが、高年齢者労働災害防止対策に取り組む姿勢を示し、企業全体の安全意識を高めるため、高年齢者労働災害防止対策に関する事項を盛り込んだ安全衛生方針を表明すること。
- ② 安全衛生方針に基づき、高年齢者労働災害防止対策に取り組む組織や担当者を指定する等により、高年齢者労働災害防止対策の実施体制を明確化すること。

## イ 安全衛生委員会等における調査審議等

- ① 安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「安全衛生委員会等」という。）を設けている事業場においては、高年齢者労働災害防止対策に関する事項を調査審議すること。
- ② 安全衛生委員会等を設けていない事業場においては、高年齢者労働災害防止対策について、労働者の意見を聞く機会等を通じ、労使で話し合うこと。

これらの事項を実施するに当たっては、以下の点を考慮すること。

- ・ 高年齢者労働災害防止対策を担当する組織としては、安全衛生部門が存在する場合、同部門が想定され、業種・事業場規模によっては人事管理部門等が担当することも考えられること。
- ・ 高年齢者の健康管理については、産業医を中心とした産業保健体制を活用すること。また、保健師等の活用も有効であること。産業医が選任されていない事業場では地域産業保健センター等の外部機関を活用することが有効であること。
- ・ 高年齢者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じている事項、自身の不調等を相談できるよう、企業内相談窓口を設置することや、高年齢者が孤立することなくチームに溶け込んで何でも

して、安全衛生の委員会のほか、職場で行っている定例の会議や業務ミーティング等も活用できること、このほか、安全衛生推進者等、1

(1) ア②の安全衛生方針に基づき指定された担当者等を中心に意見の聴取を実施することも考えられること。

話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的であること。

- ・ 働きやすい職場づくりは労働者のモチベーションの向上につながるという認識を共有することが有効であること。

## (2) 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から危険源の洗い出しを行い、当該リスクの高さを考慮して高年齢者労働災害防止対策の優先順位を検討（以下「リスクアセスメント」という。）すること。

その際、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年3月10日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第1号。以下「リスクアセスメント指針」という。）に基づく手法で取り組むよう努めるものとすること。

リスクアセスメントの結果も踏まえ、以下の2から5までに示す事項を参考に優先順位の高いものから取り組む事項を決めること。なお、リスクアセスメント指針を踏まえ、リスク低減措置について、次に掲げる優先順位で措置内容を検討の上、実施することに留意すること。

ア 危険な作業の廃止・変更等、設計や計画の段階から労働者の就業に係る危険性又は有害性を除去又は低減する措置

イ 手すりの設置や段差の解消等の工学的対策

ウ マニュアルの整備等の管理的対策

エ 身体負荷を軽減する個人用の装備の使用

取組に当たっては、年間推進計画を策定し、当該計画に沿って取組を実施し、当該計画を一定期間で評価し、必要な改善を行うことが望ましいこと。

これらの事項を実施するに当たっては、以下の点を考慮すること。

- ・ 小売業、飲食店、社会福祉施設等のサービス業等の事業場で、リスクアセスメントが定着していない場合には、同一業種の他の事業場の好事例等を参考に、職場環境改善に関する労働者の意見を聞く仕組みを作り、負担

○リスクアセスメントにより職場の改善を進めた事例として、厚生労働省HP（職場のあんぜんサイト）の事例でわかる職場のリスクアセスメントを参考にすること等を記載する。また、危険源の洗い出しに際し、厚生労働省HP（職場のあんぜんサイト）の労働災害事例集やヒヤリ・ハット事例集を参考にすること等。

○リスクアセスメントの実施に際しては、「エイジアクション100」のチェックリスト（2020年中央労働災害防止協会）を活用することも有効であること等、当該チェックリストを添付して解説する。また、チェックリストでは業種別に優先的に取り組む事項も示されており、これらも踏まえてチェックリストの活用を促すこと。

○フレイルとは、加齢とともに筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態であり、ロコモティブシンドロームとは、年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態をいうこと。

○リスク低減措置の「身体負荷を軽減する個人用の装備の使用」について、パワーアシストスーツなどを例示。

<p>の大きい作業、危険な場所、作業フローの不備等の職場の課題を洗い出し、改善につなげる方法があること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高年齢者の安全と健康の確保のための職場改善ツールを活用することも有効であること。・ 健康状況や体力が低下することに伴う高年齢者の特性や課題を想定し、リスクアセスメントを実施すること。</li> <li>・ 高年齢者の状況に応じ、フレイルやロコモティブシンドロームについても考慮する必要があること。</li> <li>・ サービス業のうち社会福祉施設、飲食店等では、家庭生活と同種の作業を行うため危険を認識しにくいが、作業頻度や作業環境の違いにより家庭生活における作業とは異なるリスクが潜んでいることに留意すること。</li> <li>・ 社会福祉施設等で利用者の事故防止に関するヒヤリハット事例の収集に取り組んでいる場合、こうした仕組みを労働災害の防止に活用することが有効であること。</li> <li>・ 労働安全衛生マネジメントシステムを導入している事業場においては、労働安全衛生方針の中に、例えば「年齢にかかわらず健康に安心して働ける」等の内容を盛り込んで取り組むこと。</li> <li>・ 職場環境の改善等の取組と安全衛生教育を組み合わせて行うことにより労働災害防止の効果が高まることから、職場環境改善等の実施に当たり安全衛生教育と併せて行うことが望ましいこと。</li> </ul> <p><b>2 職場環境の改善</b></p> <p><b>(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入</b></p> <p>身体機能が低下した高年齢者であっても安全に働き続けることができるよう、事業場の施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じること。その際、以下に掲げる対策の例を参考に、高年齢者の特性やリスクの程度を勘案し、事業場の実情に応じた優先順位をつけて施設、設備、装置等の改善に取り組むこと。</p>	<p>○パソコン等を用いた情報機器作業に関して、「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」（令和元年7月12日付け基発0712第3号厚生労働省労働基準局長通知）を参照すること。</p> <p>○高年齢者の労働災害を防止するためには、職場環境改善の取組と安全衛生教育を組み合わせて行うことが有効であること。</p>
--	---

＜共通的な事項＞

- ・ 視力や明暗の差への対応力が低下することを前提に、通路を含めた作業場所の照度を確保するとともに、照度が極端に変化する場所や作業の解消を図ること。
- ・ 階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消すること。
- ・ 床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用すること。また、滑りやすい箇所で作業する労働者に防滑靴を利用させること。併せて、滑りの原因となる水分・油分を放置せずに、こまめに清掃すること。
- ・ 墜落制止用器具、保護具等の着用を徹底すること。
- ・ やむをえず、段差や滑りやすい箇所等の危険箇所を解消することができない場合には、安全標識等の掲示により注意喚起を行うこと

＜危険を知らせるための視聴覚に関する対応＞

- ・ 警報音等は、年齢によらず聞き取りやすい中低音域の音を採用する、音源の向きを適切に設定する、指向性スピーカーを用いる等の工夫をすること。
- ・ 作業場内で定常に発生する騒音（背景騒音）の低減に努めること。
- ・ 有効視野を考慮した警告・注意機器（パトライト等）を採用すること。

＜暑熱な環境への対応＞

- ・ 一般に、高年齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する身体の調節機能も低下しているので、涼しい休憩場所を整備し、利用を奨励すること。
- ・ 保熱しやすい服装は避け、通気性の良い服装を準備すること。
- ・ 热中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等の IoT 機器を利 用すること。

＜重量物取扱いへの対応＞

- ・ 補助機器等の導入により、人力取扱重量を抑制すること。

- ・ 不自然な作業姿勢を解消するために、作業台の高さや作業対象物の配置を改善すること。
- ・ 身体機能を補助する機器（パワーアシストツール等）を導入すること。

＜介護作業等への対応＞

- ・ リフト、スライディングシート等の導入により、抱え上げ作業を抑制すること。
- ・ 労働者の腰部負担を軽減するための移乗支援機器等を活用すること。

＜情報機器作業への対応＞

- ・ パソコン等を用いた情報機器作業では、照明、画面における文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等によって適切な視環境や作業方法を確保すること

（2）高年齢者の特性を考慮した作業管理

筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能及び認知機能の低下等の高年齢者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施すること。その際、以下に掲げる対策の例を参考に、高年齢者の特性やリスクの程度を勘案し、事業場の実情に応じた優先順位をつけて対策に取り組むこと。

＜共通的な事項＞

- ・ 事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高年齢者が就労しやすくなること（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）。
- ・ 高年齢者の特性を踏まえ、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定し、又は改定すること。
- ・ 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮すること。
- ・ 注意力や判断力の低下による災害を避けるため、複数の作業を同時進行させる場合の負担や優先順位の判断を伴うような作業に係る負担を考慮すること。
- ・ 腰部に過度の負担がかかる作業に係る作業方法については、重量物の小

口化、取扱回数の減少等の改善を図ること。

- ・ 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ること。

#### ＜暑熱作業への対応＞

- ・ 一般に、高年齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する身体の調節機能も低下しているので、脱水症状を生じさせないよう意識的な水分補給を推奨すること。
- ・ 健康診断結果を踏まえた対応はもとより、管理者を通じて始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導すること。
- ・ 热中症のおそれがある作業者の早期発見のための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置の実施手順の作成、これらの体制及び手順の関係作業者への周知を徹底すること。

#### ＜情報機器作業への対応＞

- ・ 情報機器作業が過度に長時間にわたり行われることのないようにし、作業休止時間を適切に設けること。
- ・ データ入力作業等相当程度拘束性がある作業においては、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とすること

### 3 高年齢者の健康や体力の状況の把握

#### （1）健康状況の把握

労働安全衛生法で定める雇入時及び定期の健康診断を確実に実施すること。

その他、健康診断の結果を高年齢者に通知するに当たり、産業保健スタッフから健康診断項目毎の結果の意味を丁寧に説明する等、高年齢者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施することが望ましいこと。

○以下に掲げる例を参考に、高年齢者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施することが望ましいこと。

- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合は、必要な勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟な対応をすること。
- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診

## （2）体力の状況の把握

高年齢者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢者双方が当該高年齢者の体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力に合った作業に従事させるとともに、高年齢者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に行うことが望ましいこと。また、身体機能の低下は高年齢者に限られるものではないことから、事業場の実情に応じて青年、壮年期から体力チェックを実施することが望ましいこと。

体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜当該方針を見直すこと。

具体的な体力チェックの方法として次のようなものが挙げられること。

- ・ 労働者の気付きを促すため、加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入すること。
- ・ 転倒等リスク評価セルフチェック票、労働者が自ら体力の状況を把握できるオンラインツール、質問紙による推定等を活用すること。
- ・ 事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施すること。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法及び評価基準は安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化することが望

断を実施するよう努めること。

- ・ 健康診断の結果について、産業医、保健師等に相談できる環境を整備すること。
- ・ 健康診断の結果を高年齢労働者に通知するに当たり、産業保健スタッフから健康診断項目毎の結果の意味を丁寧に説明する等、高年齢者が自らの健康状況を理解できるようにすること。
- ・ 日常的なかかわりの中で、高年齢者の健康状況等に気を配ること。

○体力チェックの範囲は、歩行能力等の筋力、バランス能力、敏捷性等の労働災害に直接的に関与するものとし、事業場の実情に応じて全身持久力、感覚機能や認知機能等を含めて差し支えないこと。

○身体機能の低下は若い頃から始まる可能性があることから、事業場の実情に応じて高年齢者だけでなく青年期、壮年期から体力チェックを実施することが望ましいこと。

○体力チェックに評価基準を設ける場合、高年齢者が従事する職務の内容等に照らして合理的な水準に設定し、職場環境の改善や高年齢者の体力の向上に取り組むことが重要であること、また評価に当たっては、仕事内容に対して必要な能力等があるかという観点にも留意する必要があること。

○体力チェックを行う場合には、対象者の状況に応じて高負荷にならないように安全に十分配慮する必要があること。

○体力チェックとして活用する転倒等リスク評価セルフチェック票、労働者が自ら体力の状況を把握できるオンラインツール、質問紙による推定等の解説、新体力テスト（文部科学省）を活用できる

ましいこと。

体力チェックの実施に当たっては、以下の点を考慮すること。

- ・ 体力チェックの評価基準を設けない場合は、体力チェックを高年齢者の気付きにつなげるとともに、業務に従事する上で考慮すべきことを検討する際に活用することが考えられること。
- ・ 体力チェックの評価基準を設ける場合は、高年齢者が従事する職務内容等に照らして合理的な水準に設定し、職場環境の改善や高年齢者の体力の向上に取り組むことが必要であること。
- ・ 作業を行う労働者の体力に幅があることを前提とし、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、当該労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、当該労働者も作業に必要な体力の維持向上に取り組む必要があること。
- ・ 高年齢者が病気や怪我による休業から復帰する際、休業前の体力チェックの結果を休業後のものと比較することは、体力の状況等の客観的な把握、体力の維持向上への意欲や作業への注意力の高まりにつながり、有用であること

### (3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者的心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講すべき措置に関する指針」(平成 30 年9月 7 日労働者的心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第 1 号)を踏まえた対応をしなければならないことに留意すること。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や労働者の体力の状況に関する情報の取扱方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があること。

例えば、労働者の健康や体力の状況に関する医師等の意見を安全衛生委

こと。

員会等に報告する場合等に、労働者個人が特定されないよう医師等の意見を集約又は加工する必要があること。

#### 4 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

##### (1) 個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。

脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高年齢者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じること。

就業上の措置を講じるに当たっては、以下の点を考慮すること。

- ・ 健康診断や体力チェック等の結果、当該高年齢者の労働時間や作業内容を見直す必要がある場合は、産業医等の意見を聴いて実施すること。
- ・ 業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高年齢者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて当該高年齢者の了解が得られるよう努めること。また、健康管理部門と人事労務管理部門との連携にも留意すること。

##### (2) 高年齢者の状況に応じた業務の提供

高年齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、職場における一定の働き方のルールを構築するよう努めること。

労働者の健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、高年齢者の業務内容の決定に当たっては、個々の労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務を高年齢者とマッチングさせるよう努め、継続した業務の提供に配慮すること。

個々の労働者の状況に応じた配置転換等の対応を行う際には、業務内容に応じ、健康や体力の状況のほか、職場環境の改善状況も含め検討することとし、以下の点を考慮すること。

- ・ 業種特有の就労環境に起因する労働災害があることや、労働時間の状

○在宅勤務が長期間に及ぶと筋力等の身体機能が低下する場合があることに留意すること。

況や作業内容により、個々の労働者的心身にかかる負荷が異なることに留意すること。

- ・ 危険有害業務を伴う労働災害リスクの高い製造業、建設業、運輸業等の労働環境と、第三次産業等の労働環境とでは、必要とされる身体機能等に違いがあることに留意すること。例えば、運輸業等においては、運転適性の確認を重点的に行うこと等が考えられること。
- ・ 何らかの疾病を抱えながらも働き続けることを希望する高年齢者の治療と仕事の両立については、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）に基づく、治療と就業の両立支援指針（令和●年厚生労働省告示第●号）に基づき取り組むよう努めること。
- ・ 複数の労働者で業務を分けあう、いわゆるワークシェアリングを行うことにより、高年齢者自身の健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられること。

### （3）心身両面にわたる健康保持増進措置

3（2）も踏まえ、集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。

あわせて、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号）及び「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成18年3月31日健康保持増進のための指針公示第3号）に基づき、事業場における健康保持増進対策の推進体制の確立を図ること、健康診断の結果等に基づき、必要に応じて運動指導や栄養指導、保健指導、メンタルヘルスケアを実施すること、その他の労働者の心身両面にわたる健康保持増進措置を実施すること等、事業場として組織的に労働者の心身両面にわたる健康保持増進に取り組むよう努めること。

○「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」及び「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づき、労働者の健康保持増進対策やメンタルヘルスケアに取り組むこと。その実施に当たっては、以下に掲げる対策例があること。

- ・ 健康診断や体力チェックの結果等に基づき、必要に応じて運動指導や栄養指導、保健指導、メンタルヘルスケアを実施すること。なお、保健指導や栄養指導においては、フレイルやロコモティブシンドロームの予防の観点から、食べる量、エネルギーを減らすことが必ずしも適切ではないことに留意すること。
- ・ フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施すること。

## 5 安全衛生教育

### (1) 高年齢者に対する教育

労働安全衛生法で定める雇入れ時等の安全衛生教育、一定の危険有害業務において必要となる技能講習や特別教育を確実に行うこと。

高年齢者を対象とした教育においては、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため、十分な時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用すること。中でも、高年齢者が、再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。

- ・ 身体機能の低下が認められる高年齢労働者については、身体機能の維持向上のための支援を行うことが望ましいこと。例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援が考えられる。
  - ・ 保健師や専門的な知識を有するトレーナー等の指導の下で高年齢労働者が身体機能の維持向上に継続的に取り組むことを支援すること。
  - ・ 労働者の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する健康経営の観点から企業が労働者の健康づくり等に取り組むこと。
  - ・ 保険者と企業が連携して労働者の健康づくりを効果的・効率的に実行するコラボヘルスの観点から職域単位の健康保険組合が健康づくりを実施する場合には、連携・共同して取り組むこと。
- 身体機能の維持向上については労使が協力して取り組むこと。
- フレイル、ロコモティブシンドロームにおいては、食べる量、エネルギーを減らすという栄養指導が適切ではないため、留意が必要なこと。
- 安全衛生教育の年間計画を立案する際には、単一の災害にのみ焦点を当てるのではなく、腰痛、転倒のような複数の災害を対象としつつ、行動災害一般に共通する教育や、腰痛や転倒に焦点を当たした教育の両方を行うようにすることが望ましいこと。
- 作業に慣れることで危機意識が薄くなること、体力に応じた作業の危険性等の気づきを促すことが重要であること。
- 高年齢者が自らの身体機能等の低下が労働災害リ

併せて、加齢に伴う健康や体力の状況の低下や個人差の拡大を踏まえ、以下の点を考慮して安全衛生教育を計画的に行い、その定着を図ることが望ましいこと。

- ・高年齢者が自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながることを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要であること。
- ・高年齢者が働き方や作業ルールにあわせた体力チェックの実施を通じ、自らの身体機能の客観的な認識の必要性を理解することが重要であること。
- ・高年齢者にみられる転倒災害は危険に感じられない場所で発生していることも多いため、安全標識や危険箇所の掲示に留意するとともに、わずかな段差等の周りの環境にも常に注意を払うよう意識付けすること。
- ・高年齢者に対して、サービス業の多くでみられる軽作業や危険と認識されていない作業であっても、災害に至る可能性があることを周知すること。
- ・勤務シフト等から集合研修の実施が困難な事業場においては、視聴覚教材を活用した教育も有効であること。
- ・危険予知トレーニング（K Y T）を通じた危険感受性の向上教育や、VR技術を活用した危険体感教育の活用も考えられること。
- ・介護を含むサービス業ではコミュニケーション等の対人面のスキルの教育も労働者の健康の維持に効果的であると考えられること。
- ・IT 機器に詳しい若年労働者と現場で培った経験を持つ高年齢者がチームで働く機会の積極的設定等を通じ、相互の知識経験の活用を図ること。

## （2）管理監督者等に対する教育

事業場内で教育を行う者や当該高年齢者が従事する業務の管理監督者、

スクにつながることを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解するため、以下の項目についても教育の一環として周知することが望ましいこと。

- ・骨密度が低いと転倒した際に骨折しやすくなり、労働災害リスクが高くなること
- ・食事や運動などの適切な対応により骨密度を維持することができること
- ・骨粗鬆症検診について、地域で実施している場合もあり、必要に応じて受診できること

○作業に慣れることで危機意識が薄くなること、体

高年齢者と共に働く各年代の労働者に対しても、高年齢者に特有の特徴と高年齢者に対する安全衛生対策についての教育を行うことが望ましいこと。

この際、高年齢者労働災害防止対策の具体的な内容の理解に資するよう、高年齢者を支援する機器や装具に触れる機会を設けることが望ましいこと。

事業場内で教育を行う者や高年齢者が従事する業務の管理監督者に対しての教育内容は以下の点が考えられること。

- ・ 加齢に伴う労働災害リスクの増大への対策についての教育
- ・ 管理監督者の責任、労働者の健康問題が経営に及ぼすリスクについての教育

また、こうした要素を労働者が主体的に取り組む健康づくりとともに体系的キャリア教育の中に位置付けることも考えられること。

併せて、高年齢者が脳・心臓疾患を発症する等緊急の対応が必要な状況が発生した場合に、適切な対応をとることができるように、職場において救命講習や緊急時対応の教育を行うことが望ましいこと。

### 第3 労働者と協力して取り組む事項

高年齢者の労働災害の防止を図るため、事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努める必要があり、一人ひとりの労働者は、自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めることが必要である。

力に応じた作業の危険性等の気づきを促すことが重要であること。管理監督者は高年齢者が実際に働いている現場を見て作業に無理がないか等を把握することも重要であること。

○加齢に伴う労働災害リスクの増大への対策についての教育の一環として、以下の項目について周知することが望ましいこと。

- ・ 骨密度が低いと転倒した際に骨折しやすくなり、労働災害リスクが高くなること
- ・ 食事や運動などの適切な対応により骨密度を維持することができること
- ・ 骨粗鬆症検診について、地域で実施している場合もあり、必要に応じて受診できること

○労使の協力の下、以下の取組を実情に応じて進めることが必要であること。

- ・ 高年齢労働者が自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めること。なお、高齢になってから始めるのではなく、青年、壮年期から取り組むことが重要であること。
- ・ 事業者が行う労働安全衛生法で定める定期健康診断を必ず受けるとともに、短時間勤務等で当該健康診断の対象とならない場合には、地域保健や

<p><b>第4 国、関係団体等による支援の活用</b></p> <p>事業者は、第2の事項に取り組むに当たり、以下に掲げる国、関係団体等による支援策を効果的に活用することが望ましいこと。</p> <p>(1) 中小企業や第三次産業における高年齢者労働災害防止対策の取組事例の活用</p> <p>厚生労働省、労働災害防止団体及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用</p>	<p>保険者が行う特定健康診査等を受けるよう努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者が体力チェック等を行う場合には、これに参加し、自身の体力の水準について確認し、気付きを得ること。</li> <li>日ごろから足腰を中心とした柔軟性や筋力を高めるためのストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的な体力の維持と生活習慣の改善に取り組むこと。</li> <li>各事業所の目的に応じて実施されているラジオ体操や転倒予防体操等の職場体操には積極的に参加すること。また、通勤時間や休憩時間にも、簡単な運動を小まめに実施したり、自ら効果的と考える運動等を積極的に取り入れること。</li> <li>適正体重を維持する、栄養バランスの良い食事をとる等、食習慣や食行動の改善に取り組むこと。</li> <li>青年、壮年期から健康に関する情報に关心を持ち、健康や医療に関する情報を入手、理解、評価、活用できる能力（ヘルスリテラシー）の向上に努めること。</li> </ul> <p>○ヒヤリ・ハットに関して、厚生労働省 HP（職場のあんぜんサイト）のヒヤリ・ハット事例集を参考にすること。</p> <p>○(3)について、厚生労働省で実施する補助制度としてエイジフレンドリー補助金があること。</p> <p>○(4)について、厚生労働省所管の制度・事業として、優良企業公表制度、SAFE アワード等があること。</p>
---	---

<p>支援機構（以下「JEED」という。）のホームページ等で提供されている中小企業や第三次産業を含む多くの事業場における高年齢者労働災害防止対策の積極的な取組事例を参考にすること。</p> <p>（2）個別事業場に対するコンサルティング等の活用</p> <p>中央労働災害防止協会や業種別労働災害防止団体等の関係団体では、JEED等の関係機関と協力して、安全管理士や労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の専門家による個別事業場の現場の診断と助言を行っているので、これらの支援を活用すること。</p> <p>また、健康管理に関しては、健安機構の産業保健総合支援センターにおいて、医師、保健師、衛生管理者等の産業保健スタッフに対する研修を実施するとともに、事業場の産業保健スタッフからの相談に応じており、労働者数50人未満の小規模事業場に対しては、地域産業保健センターにおいて産業保健サービスを提供しているので、これらの支援を活用すること。</p> <p>（3）補助金等の活用</p> <p>高年齢者が安心して安全に働く職場環境の整備に意欲のある中小企業における取組を支援する補助制度を活用して、職場環境の改善を図ること。</p> <p>（4）社会的評価を高める仕組みの活用</p> <p>高年齢者のための職場環境の改善の取組を評価項目として考慮した労働災害防止に係る表彰、好事例コンクール等高年齢者労働災害防止対策に積極的に取り組む事業場の社会的評価を高める仕組みを活用すること</p> <p>（5）職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用</p> <p>職域保健と地域保健との連携を強化するため、各地域において地域・職域連携推進協議会が設置され、地域の課題や実情に応じた連携が進められているところである。また、健康保険組合等の保険者と企業が連携して労働者の健康づくりを推進する取組も行われている。</p> <p>具体的には、保険者による事業者に対する支援策等の情報提供や、保健所等の保健師や管理栄養士等の専門職が、事業場と協働して、事業協同組合等</p>	
--	--

が実施する研修やセミナーで、地域の中小事業者に対して職場における健康づくりや生活習慣改善について講話や保健指導を実施するといった取組を活用するとともに、事業者においても、関係機関を通じて各自治体が取り組む各種支援策等の情報収集を行うことが望ましいこと。

### 3 大臣指針に基づく措置の促進等について

#### (1) 周知・広報等について

高年齢労働者の労働災害防止については、エイジフレンドリーガイドラインにより事業者の取組の促進を図っているが、第2の1（3）に示すとおり、当該ガイドラインを知っている事業場は全体の23.4%に留まるなど認知度が低く取組も十分ではない。

高年齢労働者の労働災害を防止するためには、大臣指針の周知・広報を通じ事業者の理解を進め、大臣指針に基づく取組を促進することが重要である。このため、国は大臣指針をわかりやすく解説したリーフレットやパンフレット等を作成するとともに、労働災害防止団体、都道府県労働局、労働基準監督署等を通じた周知・広報や関係事業者への指導等を行う等、大臣指針の認知度の向上や定着に積極的に取り組むことが適当である。併せて、THP指針等の大蔵指針に関する指針や事業場における取組事例等も周知等に取り組むことが適当である。

#### (2) 調査・研究等について

本検討会では、高年齢労働者と労働災害や転倒リスクに係る国内外の調査研究、メタ解析やシステムティックレビュー等が紹介されたが、高齢者の身体機能等に関する調査・研究は、75歳以上で寝たきりにならない事を目的とした地域における調査・研究が主であり、60歳以上で労働災害を防止することを目的とした職域における調査・研究は多くないとの指摘もあった。

高年齢労働者の労働災害を防止するためには、例えば以下に示すような調査・研究を行う等、一層の科学的知見の集積に努めるべきである。

- ・職務内容と労働災害、感覚器の老化と労働災害との関係についての調査・研究
- ・労働災害のデータと労働者の身体機能や体力のデータを紐付けたコホート研究
- ・労働が高齢者の体力向上に及ぼす影響に関する研究

#### (3) その他（国・関係団体による支援等について）

大臣指針に基づく取組を進めるためには、中小規模事業者によるリスクアセスメントや、その結果に基づく職場環境の改善等の取組を支援することが効果的である。このため、エイジフレンドリー補助金や中小規模事業場安全衛生サポート事業等を継続的に実施し、こうした事業場の活動支援を行うことが適当である。また、本検討会において、引き続き検討することとされた課題については、調査・研究や指針に基づく取組の状況等をみつつ検討を行うことが適当である。

### 4 関係資料

#### 資料1 高年齢労働者の労働災害防止のための指針の策定について

(第1回資料)

- 資料2 転倒・腰痛の行動災害に係るエビデンス up to date (第2回資料)
- 資料3 身体機能と労働災害に関するエビデンスと対策について (第2回資料)
- 資料4 Frailty and occupational falls among older Japanese workers: An Internet-based cross-sectional study 等 (第3回資料)
- 資料5 労働者の体力測定に関する研究例 (第3回資料)
- 資料6 高年齢労働者の安全と健康確保対策好事例 (第2回資料)
- 資料7 高年齢労働者の安全と健康確保対策好事例 交換日誌によるコミュニケーション・リスクアセスメント (小規模事業場事例) (第3回)